

情 個 審 答 申 第 8 号

平成24年 9月24日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年4月12日付け駅整発第324号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

熊本県と熊本市共催による春日池上線2工区説明会に関する文書等の開示請求に伴う請
求拒否決定に対する異議申立てについて

- | | |
|--------|---|
| 文書等の件名 | <ol style="list-style-type: none">1 交通管理者の確たる回答がないので、第2工区内の横断歩道設置は未だ確定していないとの問題についての調整会合について<ol style="list-style-type: none">(1) 開催した年月日時、場所、出席者名、会議録、質疑応答録(2) 調整会議で未だ確定していない、出来ない、障害となっている理由のそこがわかる資料等2 熊本県熊本市等による競合公共工事等、春日池上線新設工事では、「まちづくり三原則」を無視しても良い、五反・春日寺両バス停を剥奪し、高齢者交通弱者等を切り捨てて、安心して住みよくないまち・老人にはやさしくないまち・車の洪水・氾濫を誘導し環境に配慮しないまちとして、県市で整備しても構わない、合意理念は遵守しなくても良いとする合法性のある根拠等・法的根拠等・他県等の凡例等3 花岡山、万日山一部・中腹の第一種住居地域に居住する住民は、公共交通機関利用権を剥奪され、各個人で車を利用活用して移動しろとの県政市政理念は、何処からの発想なのかのわかる資料等 |
|--------|---|

- 4 県市合作・両バス停剥奪等の執行を可能にする行為の根拠となる
合法性のわかる資料等
- 5 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を遵
守せず、五反・春日寺両バス停を剥奪して、高齢者、交通弱者等の
移動権・公共交通利用権の剥奪によって、移動等の円滑化の促進を
疎外しても構わないとする県市執行理念の拠所とする法的根拠、こ
の法律を無視しても良い、この法律に対して優越性のある法律等の
そこだけがわかる法律・条文
- 6 私の「市長への手紙」添付資料に明記の（Ｂ）地点を拡幅整備す
るだけで、右折が可能な筈であることに関し
 - (1)（Ｂ）地点で右折可能な交差点拡幅整備をすれば、どのような障
害が発生するからできないと言うのかのわかる詳細設計図
 - (2)（Ｂ）地点で右折可能を補助する信号機を設置すれば、どのよう
な障害が発生するのかのわかる明確な設置位置・信号機機種等の
わかる資料等
 - (3) 幹線、春日池上線と交差する残存、迂回、付替道路との交差点
で、信号機も設置せず、安全安心が確保されるとする詳細図面等・
資料等

別 紙

諮問第 4 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は一部妥当でない。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「春日池上線 2 工区内の横断歩道設置は、交通管理者の確たる回答がないので未だ確定していない問題についての調整会合について、(1)開催した年月日時、場所、出席者名、会議録、質疑応答録、(2)調整会議で未だ確定しない、出来ない、障害となっている理由のそこがわかる資料等」（以下「本件文書Ⅰ」という。）、「まちづくり三原則」を無視しても良いとする、合法性のある根拠等、法的根拠等、他県等の凡例等」（以下「本件文書Ⅱ」という。）、「各個人で車を利用活用して移動しろとの県政市政理念は、何処からの発想なのかのわかる資料等」（以下「本件文書Ⅲ」という。）、「両バス停剥奪等の執行を可能にする行為の根拠となる合法性のわかる資料等」（以下「本件文書Ⅳ」という。）、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を遵守せず、移動等の円滑化の促進を疎外しても構わないとする法的根拠、この法律を無視しても良い、この法律に対して優越性のある法律等のそこだけがわかる法律、条文」（以下「本件文書Ⅴ」という。）及び「私の「市長への手紙」添付資料に明記の（B）地点を拡幅整備するだけで、右折が可能な筈であることに関する文書で、(1)どのような障害が発生するからできないのかのわかる詳細設計図、(2)信号機を設置すれば、どのような障害が発生するのか、明確な設置位置、信号機機種等のわかる資料等、(3)春日池上線と交差する、残存・迂回・付替道路との交差点で、信号機も設置せず、安全安心が確保されるとする詳細図面等、資料等」（以下「本件文書Ⅵ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、次のとおりである。（抜粋）

(1) 本件文書Ⅰについて

熊本事業主、第2工区区間では、今まで日常生活道路が4本南北に存在していたが、すべて喪失させる工事施行で、南北のコミュニティが崩壊し、住民には何の説明も行わず、何処に横断歩道を新設するかの計画設計も、国等との信頼関係を損なうので「不開示」とは、市民住民不在の熊本市市政執行は、明らかに熊本市憲法理念に不遵法執行行為であるので、「不開示」を取り消して「開示・資料交付」を執行していただきたい。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

熊本市公共事業施行では、環境影響調査の説明責任も皆無であった。その為、環境破壊、日常生活環境破壊等の列举に、いとまがない現象が起因している。老人にもやさしいまち、環境に配慮したまち等とは、似ても似着かぬまちづくり施行中である。

つまり「まちづくり三原則」を無視しても良い。とする法的根拠等の該当する文書等が存在するから、不作為を続けられるのである。よって、「不存在」を取り消して、「存在・資料交付」を執行していただきたい。

(3) 本件文書Ⅲの存否について

熊本市事業主理念は、公共交通機関利用権、移動権を剥奪した、五反バス停、春日寺前バス停、両バス停を剥奪し、公共交通利用を疎外する市政執行を施行した。

高齢者交通弱者買い物弱者等にとっては、現状福祉維持、公共交通利用権移動権を喪失させられて、日常生活環境激変に非常に困窮している。つまり、この地域住民は、自己防衛の為に自家用車、車を利用しなさいとの市政理念執行と思われるので、両バス停を剥奪しても構わないとする、発想根拠が存在する筈であるから、「不存在」を取り消して、「存在・資料交付」を執行していただきたい。

(4) 本件文書Ⅳの存否について

熊本市諸条例、経営総合計画指針等の条例理念等を検索しても、両バス停を剥奪して市民住民の福祉向上どころか、現状の福祉維持も堂々と破壊し、高齢者交通弱者買い物弱者等の福祉維持も喪失させる公共工事が、現在の熊本市執行理念であり、ただいたずらに復活復元出来ない理由を並べ立てるだけの幸山市政執行理念の公僕理念欠落であるが故には、それを支える確たる法的根拠があるから、不作為、不遵法の市政執行がなされている筈であり、「不存在」はありえず「存在」する筈である。よって、「不存在」を取り消して、「存在・資料交付」を執行していただきたい。

(5) 本件文書Ⅴの存否について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」は、国の法律であり、両バス停を剥奪する事は国の法律に対する冒涇であり、不遵法であり、国との信頼関係を損なう、熊本市市政執行である。にも拘らず、何もしない、しようとし、しない、不

作為が続けられる市政理念の根拠には、何らかの熊本市独自の根拠が存在し得るからであり、「不存在」を取り消して、「存在・資料交付」を執行していただきたい。

(6) 本件文書Ⅵの存否について

熊本都市圏交通施策の主な取組みとして、新交通管理システムの充実とし公共車両優先システム等の導入を図っており、バス進行方向の優先信号制御を行い、バスの定時運行と利便性向上を図るシステムの充実に勤めている現状に鑑み、何も話し合っていない、検討分析もしていない、交通管理者も入った検討会議の内容は、特定の個人に開示すれば混乱を来すので「不開示」としながら、古道踏切りを挟んだ車両運行の安全安心の信号機設置について会議で議論していないので、「不存在」とは、とても考えられない。(B) 地点を、右折左折する為の余裕用地は、市民の目線で見ても拡張可能であり、拡張が不可能であると主張続けているので、当然その詳細図は存在するかである。「不存在」を取り消して、「存在・資料交付」を執行していただきたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰについて

国、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもので、情報公開条例第7条第7号に該当するため不開示。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

「まちづくり三原則を無視しても良い。」とする法的根拠等の該当する文書及び他県の凡例も存在しないため不存在。

(3) 本件文書Ⅲの存否について

「各個人で車を利用活用して移動しろとの県政市政理念」とする資料が存在しないため不存在。

(4) 本件文書Ⅳの存否について

「両バス停剥奪等の執行を可能にする行為の根拠となる合法性のわかる資料等」は存在しないため不存在。

(5) 本件文書Ⅴの存否について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を無視しても良い」とする法律等が存在しないため不存在。

(6) 本件文書Ⅵの存否について

(B) 地点での交差点拡幅整備により障害が発生する詳細設計図、信号機の設置位置、信号機機種、のわかる資料。また、春日池上線竣工後も残存させて、迂回・付替道路・現バス運行ルート道路を信号機も設置せず、「安心安全が確保される」とする詳細図面等は存在しないため不存在。

5 審議会の判断

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵについて

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵは、次のとおりである。

① 本件文書Ⅰ

ア 春日池上線2工区内の横断歩道設置に関する会議についての、開催した年月日時、場所、出席者名、会議録、質疑応答録

イ 会議で未だ確定しない、出来ない、障害となっている理由のそこがわかる資料等

② 本件文書Ⅱ

「まちづくり三原則」を無視しても良いとする、合法性のある根拠等、法的根拠等、他県等の凡例等

③ 本件文書Ⅲ

各個人で車を利用活用して移動しろとの県政市政理念は、何処からの発想なのかのわかる資料等

④ 本件文書Ⅳ

両バス停剥奪等の執行を可能にする行為の根拠となる合法性のわかる資料等

⑤ 本件文書Ⅴ

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を遵守せず、移動等の円滑化の促進を疎外しても構わないとする法的根拠、この法律を無視し

ても良い、この法律に対して優越性のある法律等のそこだけがわかる法律、条文

⑥ 本件文書Ⅵ

ア 春日池上線区画道路 9－5 号線交差点（申立人が言うところの（B）地点）で右折可能な交差点拡幅整備をすれば、どのような障害が発生するかがわかる詳細設計図

イ （B）地点に信号機を設置すれば、どのような障害が発生するのか、明確な設置位置、信号機機種等のわかる資料等

ウ 春日池上線と交差する、残存・迂回・付替道路との交差点で、信号機も設置せず、安全安心が確保されとする詳細図面等、資料等

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 個別の判断

① 本件文書Ⅰについて

当審議会の調査の結果、本件文書Ⅰに該当する文書は、「熊本駅周辺工事に関する関係者協議（第 29 回）」の議事次第等である。

実施機関は、同文書は熊本市情報公開条例第 7 条第 7 号に該当し、国、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるものと判断している。

しかしながら、当審議会がインカメラで確認したところ、同文書の記載内容からして、これを公表したとしても、国等との協力関係や信頼関係が著しく損なわれるとまではいえないと考えられる。

また、開示することにより事業の執行に影響がある旨の具体的な主張がなされているともいえない。

したがって、同文書を不開示とした実施機関の判断は、妥当ではない。

② 本件文書Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの存否について

申立人の開示請求内容は、実施機関の行った行為を自ら個人的に評価したうえで

その評価そのものについての根拠を求めるものであり、このような個人的評価の根拠が行政側に存在しないことが不合理であるとは認められない。

よって、本件文書Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴはいずれも存在しないと認められる。

③ 本件文書Ⅵの存否について

まず、本件文書Ⅵアについて当審議会が実施機関に更に説明を求めたところ、(B)地点の道路拡幅は、区画整理事業における事業区域全体に影響し、換地計画の変更を伴うことになる等の点から、現実的には不可能であることが明らかであることにより、道路拡幅に係る詳細設計図は作成していないとのことであった。

次に本件文書Ⅵイについては、上記のとおり道路拡幅自体が不可能であることから、右折のための信号機の設置等については、そもそも検討しておらず、これに関する文書も作成取得していないとのことであった。

本件文書Ⅵウについても、前記のとおり(B)地点からの右折ができず、また中央分離帯の設置も計画されており(B)地点での自動車の流れは直進となるのみであることから、信号機の設置についてそもそも検討しておらず、これに関する文書も作成していないとのことであった。

これらの実施機関の説明は、十分に合理性を認めることができる。これに対し、申立人の主張は、実施機関が行った事務事業や判断についての不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められず、不存在であることに不合理性も認められない。

よって、本件文書Ⅵは存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	大	江	正 昭
委	員	高	木	絹 子
委	員	馬	場	啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 3 年 4 月 1 2 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 2 3 年 5 月 1 2 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 2 4 年 4 月 6 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 2 4 年 4 月 2 3 日	諮問の審議を行った。
平成 2 4 年 5 月 2 1 日	諮問の審議を行った。
平成 2 4 年 6 月 2 7 日	諮問の審議を行った。
平成 2 4 年 7 月 2 3 日	諮問の審議を行った。
平成 2 4 年 8 月 2 0 日	諮問の審議を行った。
平成 2 4 年 9 月 2 4 日	答申（案）の審議を行った。